

架け橋



発行 上都賀教育事務所ふれあい学習課

鹿沼市今宮町 1664-1

TEL:0289(62)7167 FAX(62)0148

Email:kamitsuga-kyouiku@pref.tochigi.lg.jp

第12号(令和2年5月)

令和2年度を迎えましたが、新型コロナウイルスの影響で通常の実施が実施できない中、社会教育・生涯学習においても研修会をはじめ各種活動の中止や自粛等の対応をしているところです。一日も早い収束と地域の教育力を生かした教育活動が再開できるように願うばかりです。

例年は上都賀教育事務所ふれあい学習課情報紙「K-ネット」を発行し、研修等事業のご案内やご報告を行ってまいりました。しかし、現在は通常の事業が実施できないことから、本情報紙により、社会教育主事有資格者の皆様や地域連携教員等の先生方への情報提供等を通して、今後の社会教育、学校教育の更なる充実に向けたお取組へのご参考となることを願い、発行いたしました。

上都賀教育事務所ふれあい学習課

上都賀教育事務所ふれあい学習課は昨年度と同じメンバーでスタートいたしました。今年度もふれあい学習の推進を通して、『地域とともに学び、ともに地域を創る“人”づくり』を目指すとともに次の点を重点に取り組んで参ります。

- 地域と学校の連携・協働の推進
- 地域活動指導者の養成と資質・能力の向上
- 地域づくり活動の充実

例年通りの活動が困難な状況ではありますが、鹿沼市、日光市と連携しながら、皆様のお力になれるよう取り組めますので、どうぞよろしくお願いいたします。



社会教育主事 大橋 礼子	副主幹 福田 勝彦	副主幹 神山 幸江
主幹兼総務課長 川村 英夫	所長 鈴木 康夫	ふれあい学習課長 宮崎 哲

お知らせ

○「ふれあいサポート」の見合わせについて

ふれあい学習課で家庭教育学級、青少年育成市民会議、現職教育をはじめとした各種研修会、会議等において課職員の講師派遣や相談、講師紹介や情報のご提供等を行う、「ふれあいサポート」について、例年大変多くのご依頼をいただいておりますが、現在の状況を踏まえ、当面の間は本事業を見合わせることにしています。再開が可能な状況になりましたら、改めてお知らせする予定ですが、各種情報の提供等につきましてはお気軽にご連絡ください。

○各種研修会の中止について

下記のふれあい学習課主催の研修会について、「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準」を踏まえ中止といたしました。

- ・人権教育指導者一般研修<6月4日>
- ・PTA指導者研修I<7月10日>
- ・地区地域連携教員等研修会<7月31日>

各学校へは既に中止の旨を文書にて連絡済みです。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校と地域の連携推進モデル事業（頑張る学校・地域！応援プロジェクト）について

本年度から県の新規事業として、「社会に開かれた教育課程」を実現に向け、「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を一体的に推進していくための支援を実施します。上都賀地区では、本年度は鹿沼市の2校をモデル校として実施していく予定です。取組の状況等について今後本紙面でもお伝えをしていく予定です。また、本事業の一環として「地域学校協働活動推進員養成研修」（全5回）を総合教育センターで実施します。学校と地域の連携・協働の推進に向けた体制づくりが今後一層進められていく中で、従来の地域コーディネーターを担う人材が地域学校協働活動推進員として、学校と地域の組織づくりに関する知識や技能を習得していただくための研修となります。

社会教育主事講習等規程の一部改正について

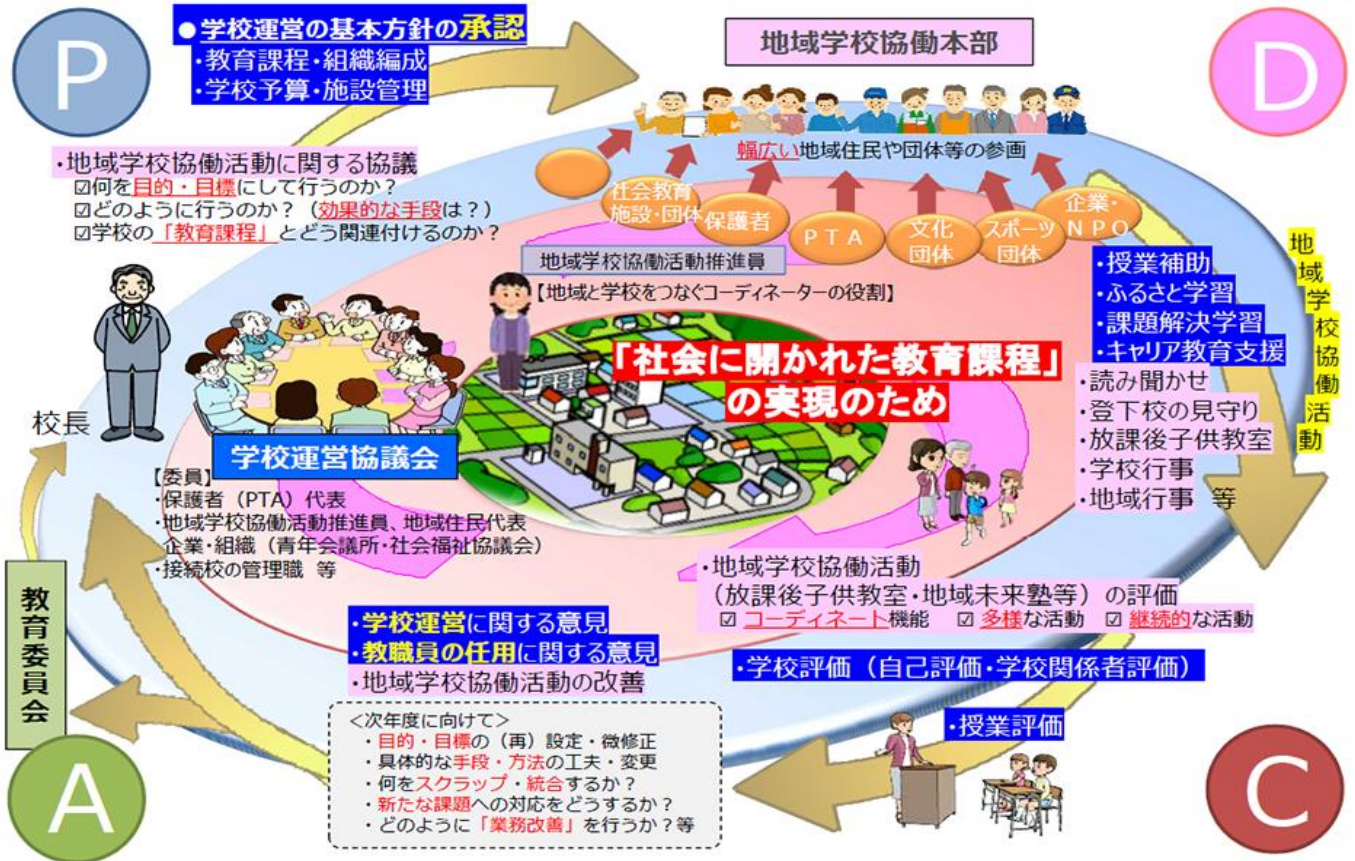
今年度より社会教育主事講習が変わります。（平成30年2月 社会教育主事講習等規程一部改正の省令による）社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、社会教育主事養成課程と社会教育主事講習の科目が改定されます。（社会教育計画→生涯学習支援論、社会教育特講→社会教育経営論）また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習修了者は「社会教育士」と称することができるようになります。

社会教育士は講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されます。なお、既に講習を修了した有資格者が社会教育士を称するためには、新科目4単位を取得する必要があります。

<参考>文部科学省HPより

文部科学省では、新学習指導要領のポイントとなる「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しています。また、第三期教育振興基本計画では、2022年度までに「すべての公立学校において学校運営協議会制度が導入されること」「すべての小中学校区において地域学校協働活動が推進されること」を目指しています。

「社会に開かれた教育課程」の実現のためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



地域と学校の連携・協働を効果的、継続的に行うためには、学校運営協議会と地域学校協働本部、地域学校協働活動の一体的な推進が求められます。具体的には、地域と学校が、子供たちの学びの充実のために、協議し、協働し、活動後の評価をして、また次の取組につなげていくというPDCAサイクルを回していくことが重要です。

P

Plan(目的)学校運営協議会では、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通じて、学校や地域、子供たちの状況等についての必要な情報を共有します。また、子供たちや地域の未来や目の前の様々な課題について共通認識を持つために、多くの関係者による熟議の場を設定し、目標やビジョンを共有します。そして、学校と地域の協働による取組を進めるための目的・目標の設定や、効果的な手段についての協議を行います。

D

Do(実行)学校運営協議会や熟議の内容を踏まえ、地域学校協働活動推進員等のコーディネートの下、多くの地域住民の参画による地域学校協働活動を展開します。学校の教育課程内で行う授業補助やふるさと学習、キャリア教育支援から、社会教育の取組である放課後子供教室や地域未来塾、本の読み聞かせ活動や登下校の見守りなど、多様な活動が考えられます。

C

Check(評価)学校運営協議会が学校評価の機能を持つことで、学校の教育活動全般に対する評価に加えて、地域学校協働活動に関する評価も効果的に実施することが可能となります。教育課程に係る地域学校協働活動もあることから、それぞれの評価を切り離さず、一体的に行うことが重要です。

A

Action(改善)評価の結果を踏まえ、次年度に向けて目的や目標の見直し、具体的な活動の内容を工夫・修正します。また、新たな課題にどのように対応するかなど、学校運営協議会で協議し、学校の教育活動や地域学校協働活動の改善を行います。学校運営協議会からは、学校運営や教職員の任用について教育委員会に意見を申し出ることもできます。